

郡山市遠隔量水器及び集中検針装置設置基準

平成15年4月1日制定

平成29年4月1日一部改正

令和4年4月1日一部改正

[営業課]

1 この基準の目的

この基準は、郡山市水道事業給水条例施行規程（平成10年郡山市上下水道局規程第17号。以下「施行規程」という。）第8条の3又は郡山市簡易水道事業給水条例施行規程（令和4年郡山市上下水道局第14号。以下「簡水施行規程」という。）第10条及び郡山市私メーターによる各戸検針及び水道料金等徴収取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）により、郡山市水道事業給水条例（昭和41年郡山市条例第21号。以下「条例」という。）第20条の2第1項ただし書き又は郡山市簡易水道事業給水条例（昭和42年郡山市条例第76号。以下「簡水条例」という。）第15条の2第1項ただし書きの規定の適用を受けることのできる建物（以下「集合住宅」という。）において、所有者、管理組合等（以下「所有者等」という。）が私メーターとして設置することができる遠隔量水器及び集中検針装置の規格及びその設置について必要な事項を定めることを目的とする。

2 事前協議及び図面等の提出

所有者等は、取扱要綱第3条による申請に先立ち、遠隔量水器及び集中検針装置の設置について、郡山市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）と協議するものとし、その際には、次の各号に掲げる図面等を添付するものとする。

(1) 配置系統図

受水槽以下の各階ごとの配管平面図とする。

(2) 私メーター室内

遠隔量水器、配管及び端子ボックスの平面図及び正面図とする。

(3) 集中検針盤の位置図

集中検針盤の位置が明示された平面図とする。

(4) 配線系統図

水道の使用者及び共用給水栓ごとの遠隔量水器から集中検針盤までの配線系統を示した平面図とする。ただし、共用給水栓に遠隔量水器を設置しない場合はこの限りではない。

3 受水槽以下の設備の設計及び施行

受水槽以下の設備の設計及び施行にあたっては、給水装置工事設計施行基準の例によるものとする。

4 遠隔量水器及び集中検針装置の規格

遠隔量水器及び集中検針装置の規格については、それぞれ次の各項に規定するほか、別表1のとおりとする。

(1) 遠隔量水器については、以下の①及び②のいずれにも該当するものとする。

①口径は、13ミリメートル、20ミリメートル、25ミリメートルの3種類とする。

②計量法第16条第1項第2号イに規定する特定計量器の検定に合格し、検定証印が付され、かつ、有効期限内であること。

(2) 集中検針装置については次の①から④のいずれにも該当するものとする。

- ①水道の利用者及び共用給水栓ごとの使用水量の計量値が4桁以上で表示されること。ただし、共用給水栓に遠隔量水器を設置しない場合はこの限りではない。
- ②防滴、防塵の措置が施された外函を備え、前面に鋼板製の鍵付扉が設けられていること。
- ③集中検針装置の扉表面には、名称及び年号が記載されていること。
- ④操作方法及び部屋番号図が記載されていること。

5 私メーター室及び遠隔量水器の設置

私メーター室及び遠隔量水器の設置については、それぞれ次の各号によるものとする。

- (1) 私メーター室の位置は、水道の利用者ごとの区画（以下「各戸」という。）への通路に面し、水道の利用者が不在でも保守点検の実施に支障のない場所とすること。
- (2) 私メーター室の寸法は、保守点検及び遠隔量水器取替工事が容易に行えるスペースを確保すること。
- (3) 私メーター室の設置については、漏水により階下に被害を及ぼさないよう防水又は水はけに必要な措置を講じること。
- (4) 遠隔量水器は水平に取り付け、前後の配管の露出部分に防寒の措置を施すこと。
- (5) 遠隔量水器の上流側には、伸縮丙型ボール止水栓を設置すること。
- (6) 端子ボックスの取付位置は、原則として私メーター室内とし、点検及び伝送配線の着脱が容易で湿気のない場所とすること。

6 集中検針装置の設置

集中検針装置の設置については、次の各項によるものとする。

- (1) 集中検針装置の取付位置は1階の屋内とする。ただし、やむをえず屋外に取り付ける場合は、かならず屋外用完全防水型を使用すること。
- (2) 集中検針装置の取付位置は、原則として1棟1箇所とし、表示値が容易に視認できる場所とする。ただし、次の各号に該当する場所への設置等は避けることとする。
 - ①雨、直射日光のあたる場所
 - ②塵埃の多い場所
 - ③有害なガスの発生する場所
 - ④装置内が結露する場所
 - ⑤ポンプ室の付近で電氣的な影響がある場所
 - ⑥その他集中検針装置の動作及び表示値の視認に支障の生じる場所
- (3) 集中検針装置の取付位置は、床面から盤上端までの高さを1.5メートルとし、原則として扉の開閉に支障がなく計量業務及び保守点検が容易な場所とする。
- (4) 集中検針装置内への湿気、塵埃等の流入を防止するため、配線管及び配線挿入箇所等の隙間にはコーキング仕上げを行うこと。

7 緊急連絡先表示板の設置

ポンプ故障時に備え、強固な材質の緊急連絡先表示板（別表－2）を、ポンプ室付近で利用者の目に付き易い場所に設置すること。

8 「水道料金・下水道等使用料のお知らせ票」の交付

所有者等は、各戸ごとの郵便受け等が設置されていない集合住宅については、「水道料金・下水道等使用料のお知らせ票」の交付を受けるために、各戸ごとに区分した受入箱を、集中検針装置と同階に設置するよう努めるものとする。

9 その他

この設置基準に記載のない事項、又は解釈について疑義のあるときは、条例、簡水条例、施行規程、簡水施行規程及びその他法令等に定めのあるもののほかは、管理者の指示に従うものとする。

附 則

この基準は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(別表－１)

遠隔水道量水器・集中検針装置の規格

1. 指定水道メーターメーカー名	
(1) (株) 金門製作所	(7) 大阪機工 (株)
(2) 東洋計器 (株)	(8) 明治時計 (株)
(3) リコーエレメックス (株)	(9) (株) 阪神計器製作所
(4) 愛知時計電機 (株)	(10) 日東メータ (株)
(5) 東光精器 (株)	(11) 日国工業 (株)
(6) 東京水力機器 (株)	(12) 日本計器工業 (株)
2. 遠隔量水器	
(1) 発電式水道メーター	
(2) 記憶装置付水道メーター	
(3) 電子式水道メーター	
3. 集中検針装置	
遠隔水道メーターに適合した集中検針盤設置 (屋内用)	

(別表－２)

緊急連絡先表示板

水道故障時の連絡先 ポンプ等が故障した時は、下記へ連絡して下さい 1. 建物管理連絡先 電話 () — 2. 市指定給水装置工事事業者名 電話 () — 3. ポンプ設置会社名 電話 () —	40～80センチメートル
30～60センチメートル	